

市第 62 号議案 横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正
市第 63 号議案 横浜市中心と畜場条例の一部改正

1 改正の目的

平成 31 年 10 月からの消費税率 10%への引き上げに伴い、中央卸売市場本場及び食肉市場の市場使用料等を改定するため、横浜市中心卸売市場業務条例 及び 横浜市中心と畜場条例を一部改正します。

2 消費税率（10%）の引き上げ対象

税率	消費税率の対象	条例で該当する対象
10%	国内における商品の販売、サービスの提供の全て（軽減対象資産を除く。）	委託手数料、市場の使用料等及び市場で取引される物品のうち原皮等（食肉市場）
8%	酒類、外食を除く飲食料品及び週 2 回以上発行される定期購読契約による新聞の販売（軽減対象資産）	市場で取引される物品のうち飲食料品

3 主な改正内容

(1) 横浜市中心卸売市場業務条例

ア 市場取引の卸売価格等に係る消費税率

（第 52 条第 2 項及び第 3 項、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 59 条第 1 項）

市場で取り扱っている物品は食料品がほとんどであり、卸売価格等については軽減税率である 8%を基本としますが、軽減対象資産ではない食肉市場で扱う原皮（牛・豚の皮）等は 10%の消費税率となるため、その内容を踏まえ各条文を改正

イ 卸売業者の委託手数料に係る消費税率（第 56 条）

委託手数料の額である「卸売金額から定率を乗じて得た額」を「卸売金額から消費税額及び地方消費税額を除いた額に定率を乗じ、更に 1.1 を乗じて得た額」に改正

ウ 市場の使用料に係る消費税率（第 68 条）

市場の使用料は、対象となる使用料の額に「1.08 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める」を「1.1 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める」に改正

<主な使用料>

市場使用料、市場施設使用料（売場使用料、事務室使用料、駐車場使用料等）

(2) 横浜市中心と畜場条例

ア と室使用料 及び と畜場施設使用料に係る消費税率（第 5 条）

「と室並びにと畜場の建物その他の設備の使用料の額は、次に規定する額に 1.08 を乗じて得た額」を「と室及びと畜場の建物その他の設備の使用料の額は、次に規定する額に 1.1 を乗じて得た額」に改正

4 施行期日

(1) 横浜市中心卸売市場業務条例

卸売市場法の規定により、議会の議決後に農林水産大臣の認可が必要であるため、規則で定める日としています。（平成 31 年 10 月 1 日施行予定）

(2) 横浜市中心と畜場条例

平成 31 年 10 月 1 日